平成２７年（フ）第２４号
兵庫県加東市平木108番地１、前住所兵庫県多可郡多可町中区高岸161番地
債務者　岸本　伸彰
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県大牟田市右京町40番地１　右京町市営住宅28号
債務者　伊藤　孝司
１　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５０号
福岡県大牟田市大字倉永3406番地４　杉野コーポ201号
債務者　藤本　恭子
１　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１８７５号
大阪市西区江戸堀１丁目26番24―602号
債務者　大谷　祐樹
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９０号
大阪府豊中市宮山町３丁目１番７号
債務者　砂田　卓茂
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６２号
大阪市此花区島屋６丁目２番100―1415号
債務者　呑田　咲枝
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５２号
横浜市鶴見区下末吉１丁目31番19号　遠藤荘２階
債務者　仲間　常美（旧姓来間）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８１号
横浜市旭区今宿南町1719番地２　グリーンベルＢ棟202
債務者　志村龍之介（旧姓松岡）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４０号
横浜市戸塚区上倉田町1957番地60　インティーム戸塚205号
債務者　遠藤多枝子（旧姓木部）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５４号
横浜市南区中村町４丁目287番地４　桜湯ビル201
債務者　吉岡小百合
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６６号
横浜市戸塚区舞岡町3407番地１　トップ舞岡第１―206号
債務者　佐藤　　英
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６７号
横浜市泉区新橋町734番地１　ニューブリッジハルⅡ202号
債務者　杉本　和義
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間の追加変更

平成２４年（フ）第１５７号
島根県雲南市木次町木次861番地の内第１の１
債務者　被相続人飯塚幸則の相続財産
１　破産債権の届出期間　平成27年６月26日まで
２　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前10時
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番26号
破産者　**藤**原　康祐
１　決定年月日　平成27年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産法218条１項１号に基づく破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告が効力を生じた日から起算して２週間以内に、破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２７年（フ）第４２２号
大阪府東大阪市友井２丁目29番14号
破産者　上田石油株式会社
平成27年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６６２号
千葉県長生郡長柄町山之郷595番地６
破産者　株式会社東武運送
１　決定年月日　平成27年５月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係